徳島県	あわぎんホール（徳島県郷土文化会館） 徳島市藍場町二の十四
高知県	高知県立消費生活センター 高知市旭町三の百十五
福岡県	九州ビル会議室 福岡市博多区博多駅南一の八の三十一
熊本県	熊本県庁 熊本市中央区水前寺六の十八の一
宮崎県	宮崎県消費生活センター 宮崎市江平西二の一の二十
沖縄県	沖縄県青年会館 那覇市久米二の十五の二十三

（注）　試験場所は、受験申込みの状況等により、同一都市内の別会場に変更となる場合がある。

（二）　第二次試験

試験地	試験場所
北海道	北農健保会館 札幌市中央区北四条西七の一の四
東京都	独立行政法人国民生活センター 港区高輪三の十三の二十二
愛知県	ウインクあいち（愛知県産業労働センター） 名古屋市中村区名駅四の四の三十八
大阪府	たかつガーデン 大阪市天王寺区東高津町七の十一
福岡県	福岡商工会議所 福岡市博多区博多駅前二の九の二十八

（注）　試験場所は、受験申込みの状況等により、同一都市内の別会場に変更となる場合がある。

五　受験申込書の提出期間　平成二十九年六月二十六日（月）から同年七月二十八日（金）まで。なお、同日の消印があるものまで有効とする。

六　試験の実施に関する業務を行う者　この試験は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の十一第一項の規定に基づき登録試験機関として登録された次の者が行うものとする。

独立行政法人国民生活センター　東京都港区高輪三丁目十三番二十二号

七　受験手続　受験の手続は、次のとおりとする。

（一）　試験を受けようとする者は、受験申込書を提出すること。

（二）　受験申込書には、写真（受験申込書の提出の日前六月以内に、帽子を付けず無背景で撮影した正面上身像のもので、裏面に氏名を記載したもの。大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートル。）及び受験手数料払込票を受験申込書の所定欄に貼付すること。

（三）　試験の一部免除の申請を行う者は、その必要書類を併せて提出すること。

（四）　所定の受験手数料（税込一万三千五百円）は、独立行政法人国民生活センターが指定する口座（ゆうちょ銀行）に振り込む方法により納付すること。

（五）　受験申込書は、提出期間中に独立行政法人国民生活センター資格制度室へ簡易書留郵便で送付すること。

（六）　受験申込書は、独立行政法人国民生活センターウェブサイトからダウンロードすること。なお、郵送を希望する場合は、送付先を記した返信用封筒（角形二号、二百五円切手貼付）を同封して、独立行政法人国民生活センター宛てに申し込むこと。

（七）　受験申込書の頒布期間は、平成二十九年四月四日（火）から同年七月二十八日（金）までとする。

八　受験手続の問合せ先

独立行政法人国民生活センター　教育研修部　資格制度室

一〇八―八六〇二　東京都港区高輪三丁目十三番二十二号

電話番号　〇三―三四四三―七八五五

九　合格証の交付　第二次試験に合格した者に対し、消費生活相談員資格試験合格証を交付する。

十　その他　地震、台風、水害等の災害及びその他の事情により第一次試験を中止する場合は、十月十三日（金）の二十時までに独立行政法人国民生活センターウェブサイトに掲載する。

○総務省告示第二百十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

総務大臣　山本　早苗

平成二十九年七月十四日

一　名　称　平成二十九年度米国派遣訓練（派遣航空部隊）

二　国外派遣期間　平成二十九年八月十二日まで

三　派遣人数（概数）　六十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ハワイ州、グアム

○政治資金適正化委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年七月十四日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五二六一	二九、六、二〇	古沢　暢子
五二六二	二九、六、二〇	三浦　賢治
五二六三	二九、六、二〇	佐藤　貴之
五二六四	二九、六、二〇	森本　倫光
五二六五	二九、六、二〇	大西　弘英
五二六六	二九、六、二〇	佐藤　力

○政治資金適正化委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十九年七月十四日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三四六〇	西牧　門	二九、一、二二	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○法務省告示第三百三十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年七月十四日　法務大臣　金田　勝年

住所　栃木県宇都宮市ゆいの杜5丁目19番10号
エブラヒム・モハマド　昭和34年1月8日生

住所　東京都中野区新井2丁目47番6―513号
闕啓秀　昭和32年3月5日生
周良佑　昭和61年5月28日生

住所　大阪市城東区成育5丁目19番9―603号
金直子　昭和59年9月4日生

住所　名古屋市中村区大正町1丁目5番地1
金晃成　昭和61年6月20日生

住所　堺市堺区大浜中町2丁5番13号
金進一　昭和34年9月23日生
李清美　昭和37年8月5日生
金大成　昭和59年7月7日生
金祐衣　昭和63年10月9日生